

NEWS RELEASE

2021年2月5日 住友生命保険相互会社

「プラスつみたて終身保険」の発売について

住友生命保険相互会社(取締役代表執行役社長橋本雅博、以下「住友生命」)は、2021年3月15日から株式会社三井住友銀行において選択通貨建平準払終身保険「プラスつみたて終身保険(円建)」「プラスつみたて終身保険(米ドル建)」を発売します。

本商品は「人生100年時代」の到来を踏まえ、万一の際の死亡保障と自助努力による資産形成の機能を提供することを目的に株式会社三井住友銀行と住友生命で共同開発しました。

<プラスつみたて終身保険のポイント>

<u>5年経過以後の死亡保険金、解約返戻金を重視した終身保険です。円建・米ドル建から</u> 選択いただけます。

ポイント①…死亡保険金額が5年経過時点で増加します。

ご契約から5年経過時点で死亡保険金額(円建または米ドル建)が増加し、以後、 - 生涯保障します。

(ご契約当初5年間の死亡保険金額は既払込保険料相当額です。)

ポイント②…解約返戻金額が5年経過以後も増え続けます。

解約返戻金額(円建または米ドル建)はご契約から5年経過以後に、既払込保険料相当額を上回ります。また、以後基本保険金額を上限に増加し続けます。

(保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しています。)

ポイント③…告知が不要です。

医師の診査も健康告知も不要でお申込みが簡単です。

ポイント④…5年経過以後、要介護状態も保障します。

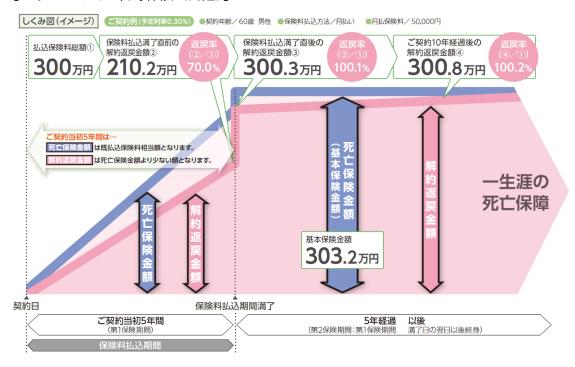
重度介護前払特約を付加した場合*1、ご契約から5年経過以後、死亡保険金の全部 または一部にかえて介護費用として受け取ることもできます*2。

- ※1 本特約の付加は、住友生命の他の保険も通じて被保険者おひとりにつき1契約に限ります。
- ※2 ご契約から5年経過以後に、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5 に該当していると認定された場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払 保険金を被保険者にお支払いします。

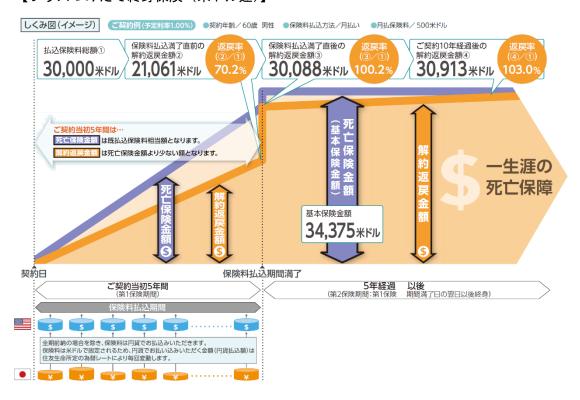
1. 商品内容

a. しくみ図 (イメージ)

【プラスつみたて終身保険(円建)】



【プラスつみたて終身保険(米ドル建)】



b. ご契約の諸基準

約款名称	低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険
選択通貨※3	円、米ドル
契約年齡範囲*4	15~80 歳
保険期間	終身
第1保険期間	5年間
保険料払込期間	5年間
取扱単位	【円建】 保険金建:万円単位 保険料建:千円単位
	【米ドル建】保険金建:100米ドル単位 保険料建:10米ドル単位
最低保険金額	【円建】300万円 【米ドル建】30,000米ドル
最高保険金額※5	3000 万円
保険料払込方法※6	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納*7*8
保険料払込経路※9	口座振替払い
告知	なし (告知、医師による診査不要)
付加できる特約等	【円建・米ドル建共通】 重度介護前払特約 ^{※10} 、保険契約者代理特約、被保険者代理特約 【米ドル建のみ】 保険料円貨払込特約(円貨払込額変動型)、円貨支払制度

- ※3 金利情勢によっては、お取扱いできない選択通貨があります。
- ※4 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
- ※5 米ドル建における最高保険金額の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて基本保険金額を円換算した金額にて判定します。プラスつみたて終身保険(円建・米ドル建共通)を複数契約した場合、すべてのご契約を通算して3000万円とします。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。
- ※6 保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。
- ※7 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただきますので、保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。前納保険料は住友生命所定の積立利率(前納積立利率)を付して住友生命が積み立て、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。なお、ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば、死亡保険金または解約返戻金とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。
- ※8 金利情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。
- ※9 第1回保険料は振込みでお払い込みいただきます。
- ※10 本特約の付加は、住友生命の他の保険も通じて被保険者おひとりにつき1契約に限ります。

2. 米ドル建のご検討にあたってご確認いただきたい事項

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

・死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、為替レートの変動により、<u>請求時</u> の為替レートで円換算した金額が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額 を下回り、損失が生じるおそれがあります。 ・死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、為替レートの変動により、<u>請求時</u> の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の為替レートで円換算した死亡保険金、 解約返戻金等の金額を下回ることがあります。

3. 米ドル建における諸費用に関する事項の概要について

a. 保険契約にかかる費用

(1)保険料払込期間中にかかる費用※11

死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を保険料や保険料積立金から毎月差し引きます(別途お払い込みいただくものではありません)。

(2)保険料払込期間経過後にかかる費用※11

死亡保障や契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます(別途お払い込みいただくものではありません)。

<重度介護前払保険金を請求する場合>

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(ご請求額)から差し引く場合があります。

(3) 解約時や減額時にかかる費用 (解約控除)

保険料払込期間中に解約返戻金を受け取る場合、解約控除が適用されます。解約返 戻金額は、1か月分の保険料に一定割合**12を乗じた金額を差し引いた金額となりま す。

※11 これらの費用は、被保険者の年齢、性別等によって異なりますので表示しておりません。 ※12 契約に適用される予定利率、経過期間等によって異なりますので表示しておりません。

b. 通貨を換算する場合にかかる費用

保険料を円貨払込額に換算する際や、死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る際等の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

c. 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を米ドルで払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を米ドルで受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

このニュースリリースは低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険の概要を説明したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではなく、保険募集に際して使用することを目的としたものではありません。 詳細につきましては「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」および「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご確認ください。